

第2回犯罪被害者等基本計画検討会

訴訟参加制度案要綱 および趣旨説明

訴訟参加制度案要綱の公表にあたって	1 p
訴訟参加制度案要綱	2 p
訴訟参加制度案要綱 趣旨説明	5 p
別紙（訴訟参加を認める罪名）	

岡村勲

平成17年5月

訴訟参加制度案要綱の公表にあたって

わが国の刑事司法は、犯罪被害者を刑事手続から排除して何の権利も与えず、その尊厳を置き去りにしてきた。

しかし、権利意識の向上した今日では、犯罪被害者を『証拠品』としてしか扱わない刑事司法に、犯罪被害者はもちろん一般国民も反発し、司法不信が高まっている。刑事司法は、公益のためだけではなく、犯罪被害者の利益のためにも存在するという、発想の転換が必要である。

全国犯罪被害者の会（あすの会）がおこなった「犯罪被害者のための刑事司法」「訴訟参加制度」「附帯私訴制度」を求める署名活動で、55万人を超える署名が集まったことが、これを物語っている。

当会では、かねてから訴訟参加制度および附帯私訴制度の導入に大きな関心を持ち、2002年には、ヨーロッパ調査団を結成してドイツ、フランスの実情調査をおこない、その結果を報告書に纏めた。その後も引き続き研究会を設置して研究を続けてきたが、ここに訴訟参加制度案要綱を策定したので公表する。

この要綱は、訴訟参加の仕組みを定めるもので、研究会にあらわれた議論の細部までは記載していない。

犯罪被害者の刑事司法上の権利の実現は、訴訟参加に尽くるものではなく、刑事司法全般にわたる問題であるが、訴訟参加制度はそのなかで特に重要な地位を占めており、1日も早い実現が望まれる。

当会が、この研究を委嘱したのは、京野哲也、山上俊夫、高橋正人、前川晶、久保光太郎、白石美奈子、岡村勲の各弁護士であるが、研究は上記弁護士だけでなく、諸澤英道先生をはじめとする前記ヨーロッパ調査団の方々、当会の幹事、会員から意見を出していただきながらおこなわれたものである。

多忙のなか、精力的に研究に参加してくださった委嘱弁護士ならびにご協力くださった皆様に心からお礼を申し上げる次第である。

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 勲

訴訟参加制度案要綱

第1 (目的)

この制度は、犯罪被害者が当事者として刑事手続に参加することにより、犯罪被害者の権利と尊厳を守り、刑事手続の公正を図ることを目的とするものとする。

第2 (訴訟参加)

- 1 長期5年以上の刑に当たる犯罪により、生命、身体に害を受けた被害者、又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合において当該被害者と一定の親族関係にある者（以下「被害者等」という。）は、訴訟参加人として刑事手続に参加することができるものとする。
- 2 前項の親族関係にある者は次のとおりとする。
 - ① 被害者の配偶者及び2親等内の血族
 - ② 被害者の配偶者及び2親等内の血族が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合においては、被害者の1親等内の姻族
 - ③ 被害者が未成年者の場合においては、その法定代理人

第3 (訴訟参加申立ての時期)

訴訟参加申立ての時期は、公訴提起後判決確定の前までとする。

第4 (訴訟参加の裁判)

- 1 裁判所は、訴訟参加の申立てがあったときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、参加により訴訟が著しく遅延するなど正当な理由がある場合を除いて、速やかに参加を許可する決定をするものとする。
- 2 訴訟参加の申立人が著しく多数にわたるときは、代表者選定等の条件を付することができるものとする。
- 3 訴訟参加の申立てが、第1回公判期日前におこなわれたときは事件の係属していない裁判所が、第1回公判期日後におこなわれたときは事件の係属している裁判所が、決定をおこなうものとする。
- 4 訴訟参加を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 5 訴訟参加申立人は、参加を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。

第5 (期日指定)

裁判所は、準備手続及び公判期日を決定するに当たっては、訴訟参加人の意見

を聞くものとする。

第6 (在廷)

- 1 訴訟参加人は、準備手続に出席し、公判廷に在廷することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、第7により訴因を設定したときは、在廷しなければならないものとする。

第7 (訴因設定及び冒頭陳述)

- 1 訴訟参加人は、裁判所の許可を得て、公訴事実の同一性の範囲内で、検察官から独立して訴因を設定することができるものとする。この場合においては、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞くものとする。
- 2 訴因の設定を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 3 訴訟参加人は、訴因の設定を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。
- 4 訴因を設定した訴訟参加人は、証拠調べのはじめに冒頭陳述をおこなうものとする。

第8 (証拠調べの順序及び範囲)

裁判所は、検察官、訴訟参加人、被告人又は弁護人の意見を聞いて、証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更することができるものとする。

第9 (公判記録及び検察官の手持ち証拠に対する閲覧及び謄写)

- 1 訴訟参加人は、公判記録及び検察官の手持ち証拠について、閲覧、謄写することができるものとする。
- 2 検察官の手持ち証拠の閲覧、謄写は、弁護士を介しておこなうものとする。

第10 (証拠調べの請求)

- 1 訴訟参加人は、証拠調べを請求することができるものとする。
- 2 検察官又は訴訟参加人が申請した書面又は供述に対しては、被告人が同意権を有し、被告人が申請した書面又は供述に対しては、検察官が設定した訴因に関するときは検察官が、訴訟参加人が設定した訴因に関するときは訴訟参加人が、それぞれ同意権を有するものとする。

第11 (異議の申立て)

- 1 訴訟参加人は、証拠調べに関して異議を申し立てることができるものとす